

## 「中間的とりまとめ」に掲げられた「個別の課題と対応の方向性」に関する検討状況

中間的とりまとめの記載	検討状況
① 規制緩和等	
イ 民間の創意工夫やノウハウを十分に活用し、民間事業者の提案を事業により反映させるため、民間事業者選定手続の整備を図る。	PFI法を改正し、民間事業者による技術提案の制度を導入する。さらに、入札手続きにおいて、民間事業者と十分な意思疎通が行えるよう、競争的対話方式や多段階審査方式の導入の可否につき、検討を進める。
ロ 民間事業者の参入意欲を高め、PFI制度を更に積極的に活用するため、PFIに関連する制度や運用の見直しを図る。	PFI法を改正し、民間事業者による提案制度を導入する。
ハ 公共施設等の整備を行う際に、まずPFI手法で整備することを検討する制度の導入に向け、対象施設や規模も含め検討を進める。	今後、ユニバーサルテストングについて検討を進める。
ニ PFIを活用する範囲が限定されないようにするため、船舶、人工衛星等の移動施設及び公的賃貸住宅をはじめとして、PFI施設の対象の見直しを行う。	PFI法を改正し、対象施設として、賃貸住宅や船舶・航空機・人工衛星等の移動施設及びこれらの運行に必要な施設を追加する。
ホ PFI事業の円滑な実施に資する観点を含め、公務員の民間への出向の円滑化を図る。	公務員出向の円滑化に向けて、運用により対応する方向で、関係省庁と調整を進めている。
ヘ イからホまでのほか、PFI事業を実施するに当たって必要な規制緩和等については、民間事業者や公共施設の管理者の意見を聞いて、所要の措置を講ずる。この場合において、必要に応じ、特区制度の活用を図る。	—
② 民間投資の促進・インフラ整備	
イ 多様な投資家の参加を可能として民間の資金をより活用するため、SPC(特別目的会社)の株式の譲渡や契約上の地位の譲渡を弾力化するための措置を講ずる等、資金調達のための環境整備を図る。	「元気な日本復活特別枠」で要求した「官民連携インフラファンド」が、財投資金の活用を検討すべきと判定されたことを受け、来年度要求に向け事務的に検討を進める。
ロ 民間のリスク負担と経営努力を通じて、民間のリターンと国民・利用者の負担軽減を図るため、コンセッション方式の導入を図る。また、コンセッション方式の導入を前提とし、公物管理権の民間への部分開放を実施する。このために、必要に応じてPFI制度において、既存の法制度の特例を設けるとともに、地方公共団体・民間事業者からの積極的な提案を制度改正に反映していくための仕組みを整える。さらに、コンセッション方式以外のPFI制度の積極的な活用を図る。	PFI法を改正し、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、公共施設等運営権を民間事業者に設定する「コンセッション方式」を導入する。

③ 地域活性化・地域の自主性の強化	
イ	<p>地方公共団体の自主性を強化し自由度の拡大を図るため、地域主権推進の一環として、法令による国から地方への義務付けなどの廃止・見直しを行うことが求められている。このため、PFI法の規定を地方分権改革推進委員会第3次勧告に沿って見直すこととする。</p>
	<p>今国会に提出予定の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の中で、以下のPFI法の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針の策定について「できる規定」化し、その内容の一部について廃止するとともに、その公表について努力義務化する。</li> <li>・実施方針を公表したときは、特定事業を選定することができることとする。</li> </ul>
ロ	<p>地域の活性化を図るため、地域の既存施設を有効活用するなどして、民間提案を活用して、簡略な手続の下で、小規模で多様な公共サービスを行う手法の導入を図る。</p>
	<p>小規模な公共施設について簡略な手続でPFIを実施することができる手法として、総合評価方式(簡易型)等が適用可能かについて、検討を進める。</p>
ハ	<p>今後発生が見込まれる多額の更新投資に適切に対応するための情報を把握するとともに、民間の提案を幅広く求めてその解決を図る手法を導入する。この場合において、規律ある資金調達に留意する。</p>
	<p>PFI法を改正し、公共施設等の管理者等が特定事業の実施の見通しを公表する制度を創設する。また、民間事業者による提案制度を導入する。</p>
④ 地方公共団体への支援	
	<p>小規模な地方公共団体においてもPFI事業を実施しやすくするため、地方公共団体におけるPFI事業の成果を共有するためのデータベースによる地方公共団体への情報提供を開始したところであり、その内容の充実を図るとともに、地方公共団体への適切な助言等を行うための支援体制の拡充を図る。</p>
	<p>昨年、内閣府PFI推進室HPで開始した地方公共団体向けデータベースについて、随時更新を図っていく。</p> <p>また、平成23年度より、地方公共団体への適切な助言等を行うため、「PFI専門家派遣制度(仮称)」や「地方公共団体へのワンストップサービス(仮称)」を創設する。</p>
⑤ 情報公開	
	<p>国民・住民のニーズに適合した事業の実施と適切なサービス水準を確保するため、民間事業者の権利や競争上の地位に留意しつつ、情報公開を進める。</p>
	<p>PFI法を改正し、公共施設等の管理者等が特定事業の実施の見通しを公表する制度を創設する。また、契約等の内容に関する事項を公表する制度を創設する。</p>
⑥ フィージビリティ・スタディ及びモデルプロジェクト	
	<p>PFI事業に対するニーズを掘り起こすため、フィージビリティ・スタディ等早期の段階からの事業形成に対してインセンティブなど支援策を講じるとともに、モデルプロジェクトを設定し、事業の円滑化及び事業推進のボトルネックの把握を図る。内閣府においては関係省庁、地方公共団体等の協力の下、3件のモデルプロジェクトを設定し、逐次、PFI推進委員会に報告する。</p>
	<p>フィージビリティ・スタディについては、どのような支援が可能か、検討を進める。</p> <p>モデルプロジェクトについては、各委員及び専門委員の意見を伺いながら、検討を進める。</p>